

□□ □□ 様



0000003

記載注意事項説明書



申請期限は令和6年5月31日（郵便消印有効）です。ご注意ください。

令和5年度 川西町物価高騰対策給付金(均等割のみ課税)支給要件確認書

令和5年度 川西町物価高騰対策給付金(均等割のみ課税)支給要件確認書について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和6年5月31日までに、この確認書を返送して下さい。

支給方法	口座振込
支給日	審査が完了した方から順次支給します。
支給口座	
支給額	100,000円

■世帯主の方が記入してください。

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（□）にレを入れてください。

・ ・ ・の内容を確認いただき、間違いなければ、に を記入してください。
3つともに入っていない場合は、支給できません。

- ① 世帯全員が、令和5年度分の市町村民税所得割が課されていません。
- ② 同一世帯に属する者のいずれかが、令和5年度分の市町村民税均等割が課されていません。
- ③ 市町村民税均等割が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではありません。

※ 上記確認項目すべてにチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。

（チェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。）

※ 租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※ 確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※ 住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

※ 上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり市区町村が定める期限までに必要な修正が行われない場合、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※ 本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。

世帯主氏名、確認日、電話番号は必ず記載が必要です。

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名		確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号	
-------	--	-----	----	---	---	---	---------	--

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義 (カナ) ※通帳の表記に合わせてください
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号 〔6桁目がある場合は ※欄にご記入ください〕	通帳番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義 (カナ) ※通帳の表記に合わせてください	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 ※			


(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、福祉こども課(0745-44-2631)にお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、裏面の代理確認(受給)に記入してください。

確認書の「支給口座」が事前に印字されており、印字されている口座への振込を希望される場合は、【受取口座記入欄】は空欄でかまいません。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人が確認・請求や受給を行う場合のみ記入が必要です。
本人が確認・請求や受給を行う場合、この欄は空欄で提出してください。

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所 日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 臨時特別給付金の { 確認・請求 受給 } を委任します。 { 確認・請求及び受給 } ← 法定代理の場合は、委任 方法の選択は不要です。			世帯主氏名	署名(又は記名押印) 

振込先金融機関口座確認書類

【振込先金融機関口座確認書類の貼付が必要な場合】

- ・表面の上の方に口座が記載されていない場合
- ・表面の上の方に口座が記載されていても、記載されている口座以外の口座に振込を希望する場合
- ・代理人名義の口座(世帯主以外名義以外の口座)に振込を希望する場合

【振込先金融機関口座確認書類の貼付が不要な場合】

- ・表面の上の方に口座が記載されており、記載されている口座に振込を希望する場合

通帳等の写しの貼付が必要な場合と、不要場合があります。
貼付が必要な場合であるのに、通帳等の写しの貼付がない場合、
書類不備で支給手続きができません。ご注意ください。

本人(代理人)確認書類

【本人(代理人)確認書類が必要な場合】

- ・【振込先金融機関口座確認書類の貼付が必要な場合】のいずれかに該当する場合
- ※世帯主本人が受給する場合は世帯主、代理人が受給する場合は代理人の本人確認書類が必要

【添付書類】

- ・公的機関が発行する顔写真付の証明書類の場合は1点のみ
例:マイナンバーカード(表面のみ)・運転免許証・パスポート等
- ・顔写真がない証明書類等は、2点添付が必要
例:通帳・年金手帳・年金証書・健康保険証・介護保険証等

本人(代理人)確認書類の写しの貼付が必要な場合と、不要場合があります。
貼付が必要な場合であるのに、本人(代理人)確認書類の写しの貼付がない場合、
書類不備で手続きができません。ご注意ください。